

○須高行政事務組合情報公開条例

(平成17年11月10日)

須高行政事務組合条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を実効的に保障し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、組合の保有する情報の一層の公開を図り、もって組合行政に関し住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民参加を推進し、組合行政に対する理解と信頼の基に公正で開かれた組合行政の進展に寄与することを目的とする。

(情報公開条例に関する規定)

第2条 須高行政事務組合情報公開条例については、須坂市情報公開条例（平成13年須坂市条例第36号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。